

No. /

費目 人件費

納入告知書 納付書* 領収証書

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども子育て拠出金	令和 2年度 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計
国庫金	厚生労働省年金局 (広島東)
取扱い名	厚生労働省年金局 (広島東)
取扱い番号	00064743
健康保険料	36076
厚生年金保険料	60390
子ども・子育て支援制度 子ども・子育て拠出金	1188
健康保険料	36076
厚生年金保険料	60390
子ども・子育て支援制度 子ども・子育て拠出金	1188
合計額	97654
千	9
百	7
十	6
元	5
角	4
分	
厘	
納付場所	77727
事業所番号	01567
取納税関番号	00500
納付番号	
確認番号	
納付場所	日本銀行本店、支店、代理店、納入代理店又は日本年金機構
広島東 年金事務所	
〒730-8586 広島市中区 国泰寺町 1-6-34	
広島市議会公明党 2643 77-727 01567 090204	
歳入徴収官	
納付書 2.5.25 広島銀行 広島駅前支店 (納付書裏)	
上記の合計額を領収しました。 (領収日付印)	
翌年度5月1日以降現年度歳入組入	

備考

会派 社会保険料 4月分 会派 48,233円 個人 48,233円
 48,233+1,188 (子ども・子育て拠出金) =49,421円

年金事務所窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
 この納入告知書 (納付書) は Pay-easy (ペイジー) 対応の A.T.M.、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

一枚 5/5

No. 2

費目

人件費

納入告知書 納付書 領収証書

国庫金 厚生保険



取組庁名 厚生労働省年金局 (広島県)

取組庁番号 00064743

内閣府及び厚生労働省事務 0343

年金特別会計 6375

年度 2

納付目的年月 令和 2年 5月分

納付期限 令和 2年 6月 30日
右記のとおり納付してください。

健康保険料	36076
健康保険料	36076

厚生年金掛定	60390
厚生年金保険料	60390

子ども・子育て支援助成金	1188
子ども・子育て支出金	1188

事業所登録記号 77ヒエ 事業所番号 01567

うち証券受領 円

証券受領 全部 一部

合計額	97654
千	9
百	7
十	6
万	5
千	4

納付目的 健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て支出金

令和 2年度 内閣府及び厚生労働省事務
年金特別会計

収付機関番号 00500 納付番号 [Redacted] 確認番号 [Redacted]

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、輸入代理店又は日本年金機構
広島県 年金事務所
期間内に受領されなかったときは、正納
(健康保険法第131条、民法第117条の14、
児童福祉法第117条の14、子ども・子育て
非営利の児童の福祉は、元来において、次
厚生労働省年金局事業管理課 領収書

上記の合計額を領収しました。
(領収日付用)
2.6.23
広島銀行
広島市安芸支店
(納付者渡し)

730-8586 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34
広島市議会公明党
2643 77-ヒエ 01567 090205
様

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付型)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

備考

会派 社会保険料 5月分 会派 48,233円 個人 48,233円
48,233+1,188 (子ども・子育て拠出金) = 49,421円

放 80

No. 637

費目

人件費

納付書・領収証書 (労働保険 国庫金)

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 ※令和 02 年度

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※取扱行番号 00075541 ※CD 1 ※証券受領 全額

※取扱行名 広島労働局

※会計年度(元号：令和は9) 9-2 ※年度 9-2

※収納区分 62 ※支払区分 1

納付の目的
1. 令和 2 年度 概算 (全額又は期間) 1 期
2. 平成 3 1 年度 確定

(住所) 〒730-8536 広島市中区 国泰寺町 1-6-34
(氏名) 広島市議会公明党 碓氷 芳雄 殿
3410-0000-000 0021551 E

労働保険料	十	億	千	百	十	千	百	十	円
一般拠出金	十	億	千	百	十	千	百	十	円
納付額(合計額)	十	億	千	百	十	千	百	十	円

あて先 〒730-8538 上記の合計額を領収しました。

領収日-付印
出納 2. 6. 30 広島銀行 広島前橋支店

広島市中区上八丁塚6-30 広島合同庁舎第2号館 広島労働局 (納付者渡し)

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

備考

会派 労働保険料 令和2年度 62,459円
62,459-15,169 (個人負担分) = 47,290

47,290円

1枚/50

No. 5

費目

人件費

納入告知書 納付書*領収証書

国庫金 厚生保険



取扱い名 厚生労働省年金局 (広島東)

取扱い番号 00064743

内閣府及び厚生労働省所管 6375

年金特別会計 0343

年度 2

納付目的年月 令和 2年 7月分

納付期限 令和 2年 8月31日

右記のとおり納付してください。

令和 2年 8月20日

子ども・子育て支援勘定
子ども・子育て拠出金 2556 円

厚生年金勘定
厚生年金保険料 129930 円

健康保険料
健康保険料 77694 円

専業所整理記号 777ユナ
専業所番号 01567

うち証券受領 円

証券受領 一部

合計額
千 百 十 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 2 1 0 1 8 0

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 2年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

収納票番号 00500
納付番号 [Redacted]
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、載入代理店又は日本年金機構
広島東 年金事務所



期間内に完納されなかったときは、延滞金の徴収（健康保険法第131条、同法附則第9条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第17条の14、同法附則第17条の14）を請求し、併せて元本に充て、次に徴収官

厚生労働省年金局事業管理課 様

730-8586 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34
広島市議会公明党
2643 77-777 01567 090207

上記の合計額を領収しました。
(領収日付印)
出納
2. 8. 25
広島銀行
広島市南支店
(納付者印)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

備考

会派 社会保険料
7月分 (48,233 円) + 賞与分 (55,579 円) + 拠出金 (2,556 円) = 106,368 円

1枚 55

No. 6

費目 人件費

納入告知書 納付書 領収証書

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金	令和 2年度 内閣府及び厚生労働省 年金特別会計
納付場所 広島東 年金事務所 〒730-8586 広島市中区 国泰寺町 1-6-34 広島市議会公明党 2643 77-7171 01567 090208	厚生労働省年金局 (広島東)
取付機関番号 00500	取振行名 厚生労働省年金局 (広島東)
納付番号 [Redacted]	取振行番号 00064743
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、成人代理店又は日本年金機構 広島東 年金事務所 〒730-8586 広島市中区 国泰寺町 1-6-34 広島市議会公明党 2643 77-7171 01567 090208	健康保険料 36076
健康保険料 36076	厚生年金掛定 60390
子ども・子育て支援拠出金 1188	子ども・子育て拠出金 1188
合計 ¥ 97,654	合計 ¥ 97,654
証券受領 全部	証券受領 一部
うち証券受領 円	
事業所整理番号 77717	事業所番号 01567
取付機関番号 00500	納付番号 [Redacted]
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、成人代理店又は日本年金機構 広島東 年金事務所 〒730-8586 広島市中区 国泰寺町 1-6-34 広島市議会公明党 2643 77-7171 01567 090208	上記の合計額を領収しました。 (領収日付印) 出納 2.9.24 広島銀行 (納付書専用)
納入徴収官 厚生労働省年金局 事業管理課 課長 山田 隆夫	翌年度5月1日以降現年度歳入組入

備考

会派 社会保険料 8月分 会派 48,233円 個人 48,233円
48,233+1,188 (子ども・子育て拠出金) = 49,421円

1枚 9/24

費目	人件費	No. 20
----	-----	--------

納入告知書 納付書* 領収証書

納付目的年月 令和 2年 10月分

納付期限 令和 2年 11月 30日

右記のとおり納付してください。

令和 2年 11月 19日

厚生労働省年金局 (広島県)

厚生年金保険料 62220円

健康保険料 37256円

子ども・子育て支援助定 1224円

子ども・子育て拠出金 1224円

取組行名 厚生労働省年金局 (広島県)

取組行番号 00064743

年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管

令和 2年度 年金特別会計

納付金額 1000700円

証券受領 一部

うち証券受領 円

専業所整理記号 77ヒユテ

専業所番号 01567

取組番号 00500

預貯番号

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構 広島東

年金事務所

期間内に完納されなかったときは、延滞の納付を要し、延滞金(国民健康保険法第181条、国民健康保険法第17条の14、子ども・子育て支援法第73条)並びに併納の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てさせていただきます。

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課 様

2643 77-ヒユテ 01567 090210

広島市議会公明党

730-8586 広島市 中区 国泰寺町

1-6-34

上記の合計額を領収しました。

領収書納付印 2.11.25 広島県 広島市 国泰寺町

(納付者蓋シ)

備考

会派 社会保険料 10月分 会派 49,738円 個人 49,738円

49,738+1,224 (子ども・子育て拠出金) =50,962円

年金事務所窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。

この納入告知書(納付書)はPay-easy (ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

費目

人件費

納入告知書 納付書 領収証書

厚生労働省 (広島県)

国庫金 厚生保険

取扱い行名 厚生労働省年金局 (広島県)

取扱い番号 00064743

年度 2 年 0343 6375

納付 令和 2 年 11 月分

納付 令和 3 年 1 月 4 日

納付 令和 2 年 12 月 21 日

健康保険料 37256 円

厚生年金保険料 62220 円

子ども・子育て支援給付金 1224 円

うち証券受領 一部

健康保険料 令和 2 年度 12 月分

子ども・子育て支援給付金 令和 2 年度 12 月分

厚生年金保険料 令和 2 年度 12 月分

子ども・子育て支援給付金 令和 2 年度 12 月分

合計額 千円 百円 十円 円

77777 01567 100700

収納機関番号 納付番号

00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、蔵入代理店又は日本年金機構

広島県 年金事務所 広島市中区 国泰寺町 730-8586 1-6-34

広島市議会公明党 2643 77-717 01567 090211

厚生労働省年金局 事務管理課長 蔵入領収書

2.12.23

上記の合計額を領収しました。

(領収書付印)

(納付者渡し)

翌年度 5 月 1 日以降現年度蔵入組入

備考

会派 社会保険料 11 月分 会派 49,738 円 個人 49,738 円
 49,738 + 1,224 (子ども・子育て拠出金) = 50,962 円

この納入告知書(領収書)はPay-easy(ペイジー)対応のA.T.M.、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

交

納入告知書 納付書*領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱行名 厚生労働省年金局(広島東)



納付の月 令和 2年 12月分
納付期限 令和 3年 2月 1日 まで
令和 3年 1月21日 納付済

健康保険料 78874円

厚生年金保険料 131760円

子ども・子育て支援給定
子ども・子育て拠出金 2592円

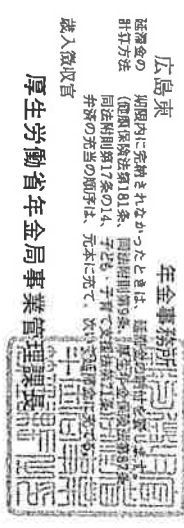
合計額
千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十
円 2 1 3 2 2 6

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 2年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

事業所管理記号 777227
事業所番号 01567
収付通知番号 00500
納付番号 [REDACTED]

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、納入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所
730-8586 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34



厚生労働省年金局事業管理課 様
2643 77-727 01567 090212

年金特別会計の窓口以外で、日本年金機構の職員がATM、インターネットバンキング等を利用して納付することはありません。
この納入告知書(納付済)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

上記の合計額を領収しました。
(領収日付印)
出納 3.1.26
広島銀行 (印)

費目	人件費
----	-----

備考
会派 社会保険料
12月分 (49,738円) + 賞与分 (55,579円) + 拠出金 (2,592円) = 107,909円

No. 11

費目 人件費

納入告知書 納付書 領収証書

納付目的 令和3年1月分	令和3年3月1日 右記の納付書にて 納付させていただきます。	健康保険料 37256 円	健康保険料 37256 円	厚生年金 62220 円	厚生年金 62220 円	子ども・子育て支援 1224 円	子ども・子育て支援 1224 円
令和3年2月18日	令和3年2月18日	健康保険料 37256 円	健康保険料 37256 円	厚生年金 62220 円	厚生年金 62220 円	子ども・子育て支援 1224 円	子ども・子育て支援 1224 円

令和3年1月分 納付 令和3年3月1日 右記の納付書にて納付させていただきます。

令和3年2月18日 納付 令和3年2月18日

健康保険料 37256 円

健康保険料 37256 円

厚生年金 62220 円

厚生年金 62220 円

子ども・子育て支援 1224 円

子ども・子育て支援 1224 円

合計 100700 円

令和2年度 内閣府及び厚生労働省所管年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、成人代理店又は日本年金機構 広島県 年金事務所 広島市 中区 国泰寺町 1-6-34

証券金の取付方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金法第15条、同法附則第14条、子ども・子育て支援法第71条)より決定し、併せて証券金に充てる。

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 様

730-8586 広島市 中区 国泰寺町 1-6-34

広島市議会公明党 2643 77-717 01567 090301

出納 3.2.22 広島銀行 広島市支店

上記の合計額を領収しました。(領収日付印)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

備考

会派 社会保険料 1月分 会派 49,738 円 個人 49,738 円
49,738+1,224 (子ども・子育て拠出金) =50,962 円

1枚 3/2

No. 12

費目

人件費

納入告知書 納付書* 領収証書

厚生保険

国庫金

取扱行名

厚生労働省年金局 (広島東)

取扱行番号 00064743

0343 6375

0343 6375

2

0343 6375

00064743

納付月 令和3年2月分
納付期 令和3年3月31日
納付日 令和3年3月19日

子ども・子育て支援制度
子ども・子育て拠出金
1224円

厚生年金助定
厚生年金保険料
62220円

健康保険
健康保険料
37256円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和2年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

合計額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 十 円 角 分
1 0 0 7 0 0

証券受領
全部 一部

事業所番号 01567
納付番号
00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、雇入代理店又は日本年金機構

広島東
年金事務所
〒730-8586 広島市中区 国泰寺町
1-6-34

厚生労働省年金局事業管理課長

上記の合計額を領収しました。
(領収日: 使用)

出納
3. 3. 23
広島銀行
広島駅前支店
(納付書背七)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

備考

会派 社会保険料 2月分 会派 49,738円 個人 49,738円
49,738 + 1,224 (子ども・子育て拠出金) = 50,962円

一枚 6/30

No. 13

費目 人件費

納入告知書 納付書* 領収証書

厚生保険

国庫金

取得庁名 厚生労働省年金局(広島東)

取得庁番号 00064743

年度 3 年 0343 6375

納付月 令和3年3月分 4月30日 令和3年4月20日

健康保険料 52426 厚生年金保険料 87291

子ども・子育て支出金 1717

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども子育て支出金

令和3年度 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

合計額 千 百 十 萬 千 百 十 四 1 4 1 4 3 4

証券受領 全部 一部

うち証券受領 円

事業所番号 77717 01567 納付番号 00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、成人代理店又は日本年金機構 広島東

年金事務所 厚生労働省年金局 管理課長

成人徴収官

延滞金の滞り内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。(国民健康保険法第181条、国民健康保険法第187条、国民健康保険法第17条の24、子ども・子育て支援法第71条) 并納の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てらる。

上記の合計額を領収しました。(納付者渡し)

3.4.26

私印 納付

730-8586 広島市 中区 国泰寺町 1-6-34

広島市議会公明党 2643 77-717 01567 090303

様

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

備考

会派 社会保険料 3月分 (43,645円) + 賞与分 (26,213円) + 拠出金 (1,717円) = 71,575円

13